

感染症の予防及びまん延防止策の指針

(基本方針)

第1条 事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められている。感染症対策は、利用者の安全管理の観点からきわめて重要であり、利用者の安全確保は、事業所の責務である。感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。そのため、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供ができるよう本指針を定める。

(感染症対策委員会の設置)

第2条 事業所は、感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

- 2 感染症対策委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、訪問看護ステーション管理者とする。
- 3 感染症対策委員会の委員は、委員長の他、職員1名を配置する。
- 4 感染症対策委員会は、委員長の招集により、6ヶ月に1回以上開催する。委員会は必要に応じて、同じ事業場内の他の介護事業所と合同で開催することができる。
- 5 感染症対策委員会は、下記について審議する。
 - ① 感染症対策指針及びマニュアルの整備に関すること。
 - ② 感染症対策のための職員研修計画の策定に関すること。
 - ③ 感染症予防対策に向けた取組に関すること。
 - ④ 感染症発生時の対応に関すること。
 - ⑤ 発生した感染症の原因分析及び再発防止策に関すること。

(感染症対策のための職員研修・訓練)

第3条 研修は、感染症の予防及びまん延防止策のための基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとする。

- 2 研修・訓練は、新規職員の採用時に行うとともに、各年1回以上実施する。
- 3 研修・訓練の内容については、資料、出席者等を記録し、保存する。

(感染症対策に関する基本方針)

第4条 平常時の対策として、利用者及び職員の健康状況を把握するなどの健康管理、業務における標準的な感染予防策を実施し、事業所における衛生管理に必要な対策を講じるとともに、感染症発生時の対応に係る情報共有を図る。

- 2 感染症発生時の対応として、速やかに感染症発生状況を把握し、必要に応じて公的関係機関との連携及び関係者への連絡を行うとともに、感染症対策委員会において審議し、感染拡大の防止に必要な対策を講じる。

(平常時の具体的対策)

第5条 平常時は、下記対策に努めることとする。

- ① 利用者の既往及び体調の把握に努める。
- ② 職員のワクチン接種状況及び体調の把握に努める。
- ③ 感染症対策の教育を行うとともに、業務中の適切な感染対策を実施する。
- ④ 事業所内の効果的な環境整備など衛生管理に努める。
- ⑤ 感染者及び感染疑い者の対応方法を情報共有しておく。

(感染症発生時の具体的対応)

第6条 感染症発生時は、下記の通り対応する。

- ① 感染症発生状況を速やかに把握し、利用者等の生命及び身体の安全の確保を最優先する。
- ② 必要に応じ医療機関や保健所等の関連機関と連携し、利用者・家族等関係者へ連絡し、感染対策の協力を依頼する。
- ③ 感染症対策委員会において対応を審議し、感染症拡大防止策を実施する。
- ④ 事業所における感染症まん延時は、速やかに利用者・その家族、職員・その家族の状況確認を行うとともに、市民医療センター所長へ報告する。
- ⑤ 感染者等の病状や予後を把握し、必要に応じ、精神的ケアを行う。

(感染症対策に関する職員の責務)

第7条 職員は、感染症対策に関し、下記の通り責務を全うする。

(1) 健康管理

職員は、日頃から清潔の保持及び健康管理に努め、感染症疾患罹患時は速やかに委員長へ報告する。

(2) 標準感染予防

訪問時の感染症対策について確認しておく。また、感染疑い者と接触した疑いがある場合は委員長へ報告する。

(3) 衛生管理

職員は、事業所内及びサービス提供時における衛生管理に努める。

(当指針の閲覧)

第8条 当指針は、利用者及びその家族、職員がいつでも事業所内で閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

(その他)

第9条 感染症対策のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、職員の安全な訪問業務環境の整備と利用者への安全なサービス提供の向上に努める。

附 則

本指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。